

第6回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年5月15日（金）15時～

場所：大津市役所新館2階災害対策本部室

1 施設閉鎖の緩和について

2 市民・事業者への影響及び対応・対策について

国・県の基本的対処方針の概要

国における対処方針

- ・ 4月16日に全国に発令した「緊急事態宣言」を、滋賀県を含む39県について、5月14日付けで解除。
- ・ 解除後の感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を求め、「特定警戒都道府県」への人の移動や感染者集団が発生した場合、「三つの密」のある場などについて自粛を要請。
- ・ 感染状況を継続的に監視し、変化があれば適切な措置を検討。

滋賀県における対処方針

- ・ 国における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」および滋賀県における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止策を実施。
- ・ 滋賀県では「コロナとのつき合い方滋賀プラン」において、客観的指標により3段階にステージを分け、社会経済活動の再開と感染者が再度増えてきた際の対策強化を判断。

特別警戒ステージ	医療崩壊・感染爆発のリスクが高く、市中感染も拡大傾向にあり、活動の大幅な制限が必要となるステージ
警戒ステージ	県内もしくは近隣府県で感染拡大のおそれがあり、状況が悪化すれば感染爆発や医療崩壊につながる可能性のあるステージ
注意ステージ	県内外における感染が一定抑制され、収束しつつあることが明確であり、三つの密等に注意しながら活動を再開するステージ



滋賀県全域を、令和2年5月15日から令和2年5月31日まで、「**警戒ステージ**」として、下記の感染拡大防止対策を実施。

1. 外出自粛の要請

県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を要請

2. イベントの開催自粛の要請

イベント主催者に対し、開催の自粛を要請（比較的小規模イベントは除く）

3. 施設使用制限の要請等

万全の感染予防対策を条件として、使用制限の要請は行わない

4. 県立施設の休館等

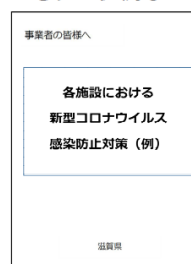
感染リスクへの対応が一定とれると判断した施設から、順次、開館や利用を再開。

公園は、県外からの利用者が多く見込まれる琵琶湖湖岸の駐車場の閉鎖等

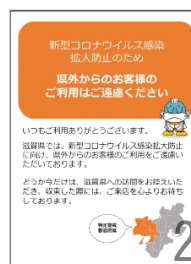
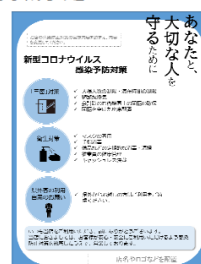
<事業者等に要請する対策>

- ・ 3つの「密」の防止
- ・ 衛生対策
- ・ 県外客の利用自粛（店頭・HPによる周知等）

ホームページに事業者に向けた感染予防対策例や、店頭に掲示するチラシ例などを掲載予定。



（感染予防対策チラシ例）



（県外客の利用自粛チラシ例）

新型コロナウイルス感染症の影響により閉鎖していた市貸館等の再開一覧

～5月31日までに順次開館等する施設～

令和2年5月15日現在

医療・高齢者・障害者関連施設	各老人福祉センター(ロビーのみ)
学び・文化施設	市民活動センター(会議室を除く) 旧大津公会堂 ※図書館については、予約本の受渡しのみ実施予定
観光施設	柳が崎湖畔公園びわ湖大津館 (庭園、ホール、レストラン)
環境・ごみ処理関連施設	リサイクルセンター木戸 環境交流館

公園、体育・運動施設	仰木老人健康広場	平野一丁目老人広場	日吉台多目的広場	大谷町老人健康広場
	西山ゲートボール場	衛生プラントテニスコート・グラウンド	水再生センターテニスコート	曾東緑地テニスコート
	田上公園テニスコート	下龍華児童公園テニスコート	仰木西公園テニスコート	坂本児童公園テニスコート
	比叡辻臨水公園テニスコート	尾花川公園テニスコート	石山公園テニスコート	唐橋公園テニスコート
	大平公園テニスコート	瀬田駅前西公園テニスコート	大戸川緑地テニスコート	日吉台8号公園テニスコート
	和邇市民運動広場	下龍華市民運動広場	堅田なぎさ市民運動広場	坂本市民運動広場
	下阪本市民運動広場	比叡平市民運動広場	藤尾市民運動広場	逢坂市民運動広場
	石山市民運動広場	瀬田南市民運動広場	田上市民運動広場	桐生若人の広場
	山中市民運動広場	皇子が丘公園 (弓道場、テニスコート、グラウンド、野外劇場、アスファルト広場)	皇子山総合運動公園 陸上競技場 (野球場、テニスコート、グラウンド)	大石緑地スポーツ村 (テニスコート、グラウンド)
	伊香立公園 (テニスコート、グラウンド、芝生グラウンド、全天候型多目的広場)	近江神宮外苑公園 (芝生グラウンド)	一里山公園緑のふれあいセンター (市民花園)	膳所城跡公園 (テニスコート、野外劇場)
	坂本天満宮運動広場	大谷乗馬場		

※感染防止対策の徹底及び3密防止、県外使用者の自粛要請の実施を基本とする
※各施設の会館等の状況については、ホームページ等でお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援一覧 ～大津市民の皆様・事業者の皆様を支援～

給付・貸付・住居

給付	特別定額給付金	特別定額給付金室 電話077-528-2923	基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている方を対象に一人10万円を給付。申請は郵送またはオンライン。
	子育て世帯への臨時特別給付金	子ども家庭課 電話077-528-2804	令和2年4月分（令和2年3月中学校修了の児童がいる場合等は同年3月分）の児童手当を受給の方を対象児童一人につき1万円を給付。申請手続は不要（公務員の方は必要）。
貸付	大津市社会福祉協議会 電話077-525-9316	緊急小口資金 ＜主に休業された方等向け＞	貸付上限額は10万円（学校等の休業等の特例20万円）以内。据置期間は1年以内、償還期限は2年以内。貸付利子は無利子。保証人は不要。
		総合支援資金（生活支援費） ＜主に失業された方等向け＞	貸付上限額は、2人以上が月20万円以内、単身が月15万円以内。貸付期間は原則3月以内。据置期間は1年以内、償還期限は10年以内。貸付利子は無利子。保証人は不要。
住居	住居確保給付金	生活福祉課 電話077-528-2743・2744	休業等で収入が減少し離職等と同程度の状況にあり、経済的に困窮し住居を失うおそれがある方に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給（上限あり）。
	市営住宅の一時使用	大津市営住宅管理センター 電話077-548-8951	大津市に住所もしくは離職前の勤務地の住所があり、解雇または雇止めで住居の退去を余儀なくされた方を対象に市営住宅を一時的に提供。原則6か月、最長1年まで更新可。

猶予制度等

猶予	市税	収納課 電話077-528-2728	新型コロナウイルス感染症に納税者・家族が、り患された場合などで、市税の納税が困難な方を対象に徴収の猶予や申請による換価の猶予を実施。
	水道料金・下水道使用料・ガス料金	企業局お客様センター 電話077-528-2603	支払が困難な方を対象に納付期限をひと月延長。
	下水道事業受益者負担金	企業局下水道施設課 電話077-528-2765	支払が困難な方を対象に、一定期間、徴収を猶予。
	介護保険料	介護保険課 電話077-528-2877	新型コロナウイルス感染症に納付義務者・家族が、り患された場合などで、納付が困難な方を対象に徴収の猶予を実施。
	後期高齢者医療保険料	保険年金課 電話077-528-2687	
	国民健康保険料	保険年金課 電話077-528-2652	
法人市民税申告期限延長		市民税課 電話077-528-2813	新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告できない場合に申請により申告期限を延長。

事業者支援

融資・優先採択・給付・助成	セーフティネット保証	＜認定申請先＞ 商工労働政策課 電話077-528-2754 ＜融資申込先＞ 金融機関、信用保証協会	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している中小企業者への資金繰りを支援。 【4号】売上額20%以上減少 → 融資限度2.8億円 【5号】売上額5%以上減少 → 融資限度2.8億円 【危機関連】売上額15%以上減少 → 融資限度2.8億円（別枠）
	小規模事業者持続化補助金	＜証明申請先＞ 商工労働政策課 電話077-528-2754 ＜補助金申込先＞ 中小企業基盤整備機構	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者を対象に、生産性革命推進事業における補助金を優先採択。要件あり。
	小規模事業者応援給付金 中小企業助成金	商工労働政策課 電話077-528-2754	準備中